

## 資料3

### ○白井市附属機関条例 (抜粋)

平成24年12月28日

条例第24号

改正 令和5年3月24日

条例第9号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

#### (会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

#### (委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

#### (専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例）

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第19号）第2条第1項に規定する実施機関をいい、白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）第46条第1項の規定により諮問をした議会の議長を含む。次項において同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下この項において同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報及び白井市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（一部改正〔平成28年条例5号・令和4年19号・5年9号〕）

（白井市交通安全対策会議の特例）

第9条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会（以下この条において「審議会」という。）の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

- 2 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員等は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 8 第6条及び第7条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第7条中「附属機関」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則)

第12条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(追加〔平成28年条例5号〕)

附 則 (抜粋)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）（抜粋）

執行機 関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市公立保 育所の役割及 び体制検討委 員会	公立保育所の役割及び体制につ いて調査審議すること。	委員長 副委員 長 委員	(1) 学識経験 を有する者  (2) 公共的団 体等の代表 者  (3) 教育機関 の職員  (4) 市民  (5) 市の職員	13人 以内	調査 審議 が終 了す るま で